

衛生管理者能力向上教育（第一種） 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第19条の2では、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の労働災害を防止するための業務に従事する者に対し、従事業務に関する能力向上を図るための教育、講習等を受ける機会を与えなければならないとされています。
- ・この講習は、厚生労働大臣の定める労働災害の防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針及び関係通達に示されるカリキュラムに基づいて実施されるもので、第一種衛生管理者を対象に実施するものです。衛生管理者に選任されてから概ね5年以上経過した方は、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

受講資格

衛生管理者に選任されてから概ね5年以上が経過した方



受講科目・講習時間

労働衛生管理の機能と構造(2.5H)、作業環境管理(1H)、労働衛生教育(1H)、作業管理(2H)、健康管理(2.5H)、実務研究(2H)、災害事例及び関係法令(2H)

受講料金 … 令和7年7月1日現在

- 一般：受講料 15,400円、テキスト代 2,860円、合計 18,260円
会員：受講料 11,000円、テキスト代 2,860円、合計 13,860円



5年毎に講習を受講してスキルアップしよう!!